

2025年度税制改正要望

2024年9月20日

一般社団法人 日本化学工業協会

会長 岩田 圭一

〈序文〉

〈重点要望項目〉

1. 設備投資を促進する税制の整備

- 1) 経済安全保障に資する半導体材料への投資促進
- 2) 償却資産税の見直し、軽減
- 3) 事業所税の抜本的見直し

2. GX推進を後押しする税制の整備

- 1) カーボンニュートラル投資促進税制の拡充
- 2) 地球温暖化対策税の成長に資する政策全般の中での見直し
- 3) 石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

3. 研究開発等イノベーション促進のための税制の拡充

- 1) 研究開発税制の拡充と要件緩和
 - 一般型の控除上限の引き上げと繰越控除制度の復活
 - オープンイノベーション型の要件緩和
- 2) オープンイノベーション促進税制の拡充
- 3) イノベーションボックス税制の拡充

4. 国際課税に関わる税制の整備

- 1) 新国際課税ルールへの対応における企業負担の軽減
- 2) 外国子会社合算税制の見直し
- 3) 移転価格税制の改善
- 4) 外国子会社配当金の益金不算入制度の見直し

〈継続要望項目等〉

1. 賃上げ促進税制の拡充
2. 消費税申告に係る改善
3. 帳票の電子化に係る要件整備
4. 法人税における二重課税の排除及び事務負担の軽減
5. 欠損金の繰越控除要件の緩和
6. 印紙税の廃止
7. 組織再編税制の適用要件の緩和
8. 減価償却費制度の見直し
9. 子会社からの配当益金不算入制度を受ける場合の株式簿価減額特例の緩和

〈序文〉

世界経済の先行き不透明感が増す中、カーボンニュートラル、デジタル化、金融・為替市場の変動、国内では物価高、人手不足など、経済を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。そのような環境の中で、現在 30 年ぶりの高水準となった賃金引上げに加え、国内投資および個人消費の拡大など我が国経済は好循環に転じてきており、この流れを着実に拡大循環させ、経済のダイナミズムを取り戻しデフレからの脱却を実現させることが最重要課題である。

化学産業は、わが国経済を支える基盤産業であると同時に、気候変動をはじめ S D G s に掲げられた地球規模の課題を解決し、持続可能な社会を実現するためのソリューションプロバイダーでもある。こうした役割を果たすためにも、化学産業においては継続的な開発力の強化、生産力の強化がなお一層必要である。税制においては、わが国産業が今後も国際競争力を維持し、持続的に発展していくために不可欠である重要物資における強靭な国内サプライチェーンの構築を促進する政策支援と、2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現に向けて、成長に資する革新的なイノベーションの創出や脱炭素化のための投資が促進される政策支援を要望する。そして国際課税や実効的な税負担などの国際的なイコールフッティングの実現をお願いしたく、下記のとおり 2 0 2 5 年度税制改正に対して要望する。

記

〈重点要望項目〉

1. 設備投資を促進する税制の整備

ウクライナ情勢や米中間の貿易摩擦の激化など国際経済環境の不透明感が強まる中、我が国が今後も国内消費拡大や設備投資を長期にわたり安定的に拡大させていくためには、大胆で強力な税制措置による後押しが求められる。近年、諸外国においては、米国の I R A 法や C H I P S 法など、政府が民間と連携して、社会課題の解決と経済安全保障力の強化に向け、G X 、 D X および半導体などの成長が見込まれる戦略分野における大規模な税制措置が相次いで実施されている。わが国においても、G X 、 A I (人工知能)、半導体、バイオ、エネルギー転換といった戦略分野について、投資支援パッケージを策定され、2 0 2 4 年度税制改正において戦略分野国内生産促進税制が創設されたが、競争力の維持・向上、国際的なイコールフッティングの観点から経済安全保障に資する戦略分野においては税制措置によるさらなる支援を要望する。化学産業はソリューションプロバイダーとして戦略分野の産業・製品にも寄与しており、中でも、経済安全保障上、今後最も重要とされる半導体に関しては、その性能を左右する半導体材料の開発や製造設備等への政策支援を強く要望する。また、投資後の生産活動や償却資産など幅広い局面での支援を検討して頂きたい。具体的には、措置期間を長くすることで、企業の投資計画の時間軸に合致させ、予見可能性を高める

とともに、税額控除の長期の繰越制度の導入により、損益の状況に関わらず幅広い企業が税制の支援を受けられるようすることを要望する。

1) 経済安全保障に資する半導体材料への投資促進

近年、経済安全保障や国家安全保障の観点から、各国・地域とも大型補助金や税制優遇を半導体産業に投じている。米国はCHIPS法などにて半導体材料や製造装置など、生産基盤を強化することに注力している。具体的にはCHIPSプラス法では設備投資額の25%を税額控除の対象にしている。中国では米国による対中包囲網の強化に対抗し、独自の半導体サプライチェーンの構築するために製造装置、材料などへの投資を強め完全国産化の態勢を急いで整えている。このような環境の中で、今後も国際競争力を維持していく為には、素材から最終製品まで一貫した国内での開発および生産など強靭な国内サプライチェーンを早急に構築する必要がある。そのサプライチェーン構築のためには、最終製品だけでなく材料や製品性能を左右する重要な構成要素の生産設備についても投資促進する税制優遇を要望する。具体的には下記を要望する。

①半導体の性能を左右する材料および生産設備：

配線・接合・封止材料、基板用材料、絶縁フィルム、ウエハ、露光材、
フォトレジストおよびその原材料、ペリクル、テープ、研磨材料、等

②半導体の安定供給に不可欠な関連する材料および設備：

防塵機器、洗浄機器、検査機器、およびその構成部品

また、専用の生産設備でなくとも、対象となる製品向けの生産量が特定できる場合には、その寄与度に応じた税制優遇を要望する。

2) 償却資産税の見直し、軽減

製造設備に対する償却資産税は、国際的に見ても一般的な制度とは言えず、化学業界を始め製造業の国際競争力を低下させるものである。今後、国内設備投資を促進するためにも、以下の通り、見直しを図るよう要望する。

法定耐用年数を経過し、実質的に償却が完了した既存設備に対して残存価額(5%)課税を続けることは、実態からかけ離れた仕組みと言わざるを得ない。既に残存価額が廃止された法人税の減価償却制度との公平性、及び同じ資産に対する二重管理の負担を軽減する観点からも、固定資産税についても整合を図るよう要望する。加えて、昨年延長された中小企業を対象とする新規取得資産に対する固定資産税の減免措置についてはその経済効果が広範に及ぶ大企業にも同措置の適用を拡大するよう要望する。特に、カーボンニュートラル対応の緊急性と重要性に鑑み、これらに関連した新規投資にかかる償却資産税については即時免税とすべきである。

3) 事業所税の抜本的見直し

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格

を帶びている。企業は昨今積極的な賃上げに努めており、従業者割は足かせとなっている。更に、資産割は、固定資産税及び都市計画税との二重課税である。事業所税の従業者割は、法人事業税付加価値割や法人住民税均等割と同様、賃金・雇用への課税となっており、実質的な二重課税である。加えて、「みなし共同事業」の免税点判定に要する実務負荷は大きい。これらの点を踏まえ、事業所税は、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

2. GX推進を後押しする税制の整備

パリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標を達成し、持続可能な社会を実現していくために、化学産業としても社会的使命としてGXを強力に推進していく上で、原・燃料転換や原料循環などでの革新的な技術開発や社会実装のための投資が必要であり、構造転換に対するコストは大きなものとなる。特にカーボンニュートラルに向けた一層の投資促進が図られるよう税制の拡充を要望する。一方、地球温暖化対策税をはじめとした関連税制は新しいカーボンプライシング政策下でも残ることから、それらの整合性を持った見直しが必要である。また、カーボンプライシングの賦課金においても石油化学製品製造向けの原料が現行税制で免税となっていることを踏襲して対象外とするなどの措置が必要と考える。

1) カーボンニュートラル投資促進税制の拡充

化学産業はソリューションプロバイダーとして多くの産業・製品に寄与しており、本税制の対象である生産工程効率等設備においてカーボンニュートラルに資する以下の新しい革新的な技術を用いた生産設備導入およびその性能を左右する重要な構成要素についても対象を広げて頂くことを要望する。また、対象要件についても現状の事業所の炭素生産性向上に加え、物流や製品の炭素生産性へも拡充することを要望する。

①バイオ材料生産設備、②リサイクル材料生産設備、③エネルギー転換生産設備これらの革新的な技術は、社会実装のための実証段階で大きな投資が必要になることもあり、事業化前の段階での実証設備投資についても支援して頂きたい。

2) 地球温暖化対策税の成長に資する政策全般の中での見直し

地球温暖化対策税は、カーボンプライシングの一手法としての炭素税の性格を有するものであり、2050年カーボンニュートラル実現を目指すにあたりポリシーミックスの中でその扱いを議論すべきである。カーボンプライシングについては、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資することが前提であり、また、既存の産業政策との整合性や、導入により行動変容をもたらす効果があるのかなどの観点からも十分議論されるべきである。これらの観点から地球温暖化対策税も見直す必要がある。

3) 石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料などに対する石油石炭税の免税措置は、2012年度税制改正より、租税特別措置法における期限の定めが無く、「当分の間」延長されている。しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば海外とのイコールフッティングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税などの免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサなど）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

3. 研究開発等イノベーション促進のための税制の拡充

企業にとって研究開発は、イノベーションを可能にし、収益、国際競争力の源泉となることで企業の持続的な成長に重要であると同時に、その技術の蓄積と向上は日本の産業構造の変革と成長戦略にもつながるものであり、研究開発への投資はますます重要性を増している。しかし実際の成果が出るまで長期にわたることに加え、既存の製品（事業）への継続的な開発、環境技術および生産技術の向上など、その範囲は非常に幅広く、企業には研究開発投資を継続できる体力が必要である。これらの趣旨から、研究開発税制については、企業業績に左右されることなく長期的に研究開発を強化できるよう、控除上限の引き上げや繰越控除制度の復活や申請手続きの簡素化に加え、オープンイノベーション促進税制や昨年度新設されたイノベーションボックス税制の拡充など、より一層オープンイノベーションが進むための政策支援を要望する。

1) 研究開発税制の拡充と要件緩和

①一般型の控除上限引き上げと繰越控除制度の復活

景気動向や企業業績に左右されずに研究開発投資が継続されるよう、控除上限を引き上げるとともに、繰越控除制度を復活させることを要望する。

②オープンイノベーション型の要件緩和

事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化がなされてきたが、制度の利用を拡大するためにはさらなる実務的負担の軽減が必要であり、特にオープンイノベーション型のみの過度な管理手続きとなっている第三者による監査や相手方の確認の廃止を要望する。監査については、会計上の研究費処理が妥当であることは会計監査により明らかであり、監査を廃止して問題があるかは調査等で確認し逸脱があるときは重加算税等による罰則を強化するなどの対応が考えられる。また、それに伴い相手方の確認についても実施は必要なくなる。

2) オープンイノベーション促進税制の拡充

イノベーションにおいて、スタートアップ企業等の革新的な経営資源の活用は重要なアプローチであり、本税制の制度の拡充を要望する。令和5年度改正においてはM&Aに適用できるようニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象となるなど制度が拡充されたが、さらに、重要技術の獲得を目的とした海外企業への投資

についても、スタートアップ企業に限らず投資控除を認める制度に拡充することを要望する。

3) イノベーションボックス税制の拡充

イノベーション創出環境の国際的なイコールフッティングを実現し投資が促進されるために、無形資産を優遇する税制が必要である。令和7年4月より施行される特許等の知的財産から生じる所得に優遇税制を適用するイノベーションボックス税制の拡充を要望する。具体的には、対象となる所得は知的財産のライセンス所得、譲渡所得に加え、知的財産を組み込んだ製品の売却益と海外関連者からのライセンス所得も対象とすることを要望する。また、知的財産と製品の対応づけや費用の特定など、制度が複雑になり事務負担が増えると極めて使いにくい制度となってしまうので、制度化にあたっては、十分簡素化しつつ適用可否は誰が判断しても解釈に差異が無く結果が異なるよう要望する。

4. 国際課税に関わる税制の整備

1) 新国際課税ルールへの対応における企業負担の軽減

新たな国際ルールの国内法制化においては、わが国企業の負担を増やさず、国際的に公平な競争環境の整備となることが重要であり、特にPillar 2については、外国子会社合算税制との整合性も十分とり、確認のための工数増など事務負担が過大にならないよう要望する。加えて、非課税の場合の申告事務の軽減を要望する。また、今後法制化が進む軽課税所得ルール(UTPR)や国内ミニマム課税(QDMTT)においても事務負担が過大にならないよう十分配慮頂きたい。また、導入にあたっては、我が国のみが先行しないよう、諸外国の動向を考慮すべきである。

2) 外国子会社合算税制の見直し

①国際的な租税回避に対応する措置は公平・公正な競争条件の観点においては望ましいことであるが、その対応が目的を超えた課税強化や制度全体の複雑化を招き、過度な事務負担とならないよう十分配慮すべきである。特にPillar 2の国内法制化にともない、重複部分の見直しを含め本税制の抜本的な簡素化を要望する。特に租税負担割合の計算においてはIRRをベースに計算できるよう検討頂きたい。

②対象外国関係会社が合算対象となるトリガー税率の国際的な最低税率である15%への引き下げもしくはホワイトリスト方式の併用など、一段の事務負担軽減を要望する。

③内国法人が本制度の対象となるかの判定において、外国法人の発行株式等の10%以上保有が基準となっているが、50%超を保有とすることを要望する。

④過剰合算を減縮すべく、配当に係る持株割合要件については、Pillar 2のポートフォリオ配当の定義から、現行の25%を10%へ引き下げるとともに、

間接出資も含むグループ全体での持株割合の判定とすることを要望する。

3) 移転価格税制の改善

〈改善要望項目〉

- ①国外関連者となる資本関係を現在「50%以上」としているが、「50%超」とすべきである。
- ②租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- ③国外関連者に対する寄附金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りとするならば、少なくともその区分を明確にすべきである。
- ④国外関連者との取引価格が独立企業間取引価格を基に増額更正された場合、他年度における状況によっては、当該年度の減額更正の対応もなされるべきである。
- ⑤移転価格文書の具備については、外部調査会社に委託するなど高額の費用がかかることが実情であり、中小企業でも簡易に適正な対応が可能な措置をとるべきである。

4) 外国子会社からの配当の益金不算入制度の見直し

外国子会社配当益金不算入の対象となる持株割合を現行の25%から海外主要国のみ(米国10%など)に引き下げるとともに、不算入額に関しても、現行の95%ではなく、100%とすることで、投資立国としての発展に資するよう支援していただくことを要望する。

〈継続要望項目等〉

1. 賃上げ促進税制の拡充

企業にとって賃上げは必要不可欠な施策となっており、その負担を軽減して後押しする本税制の制度の拡充を要望する。企業が賃上げを積極的に推進したにもかかわらず、企業業績が悪化し十分な恩典を受けられない場合があり、このような業績が悪くても賃上げを行う企業が十分優遇されるよう税額控除額の翌年への繰越しを大企業も含め全ての企業に拡充することを要望する。また、法人税額の控除上限の引き上げを要望する。

2. 消費税申告にかかる改善

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れなどの税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。また、2023年10月から適用された消費税適格請求書等保存方式(インボイス方式)において、経営上、当該方式にシステム対応できない企業の事務負担軽減の観点から、現状個々の商品ごとである1円未満の端数処理に加え、例外的に合

計して消費税額と認められる旧申告方法も選択可とする制度改正を要望する。

3. 帳票の電子化に係る要件整備

電子帳簿保存法は少しづつ使いやすい制度へ変化してきた。

令和3年度の改正では、電子帳簿のデータとしての保存やスキャナ保存に係る承認制度が廃止され、電子帳簿としての要件や電子データの検索要件については軽減されてきたが、保存要件などについては事務工数負荷が続いている、メールでのPDF保管等の電子保存も可能とするなど円滑で効率的な業務遂行に資することを基本に、電子化の進展に併せた実質的な要件見直しが随時行われていくことを要望する。

4. 法人税における二重課税の排除及び事務負担の軽減

- 1) 受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。併せて、事務負担の軽減の観点から持株比率1/3超の株式からの配当についての負債利子控除の廃止も要望する。
- 2) 外国税額控除制度における繰越期間（限度超過額、控除余裕額）の3年から5年への延長を要望する。

5. 欠損金の繰越控除要件の緩和

欧米諸国では欠損金の繰越期限が無期限となっており、国際的なイコールフッティングの観点から、繰越期限については特段の制限を設けずに無期限とすることを要望する。

6. 印紙税の廃止

契約書等の電子化が一般化し、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されており、廃止を要望する。

7. 組織再編税制の適用要件の緩和等

組織再編などによる抜本的な構造改革が日本経済にとって重要であり、企業が柔軟に事業構造を変化させられるよう、取り得る選択肢を広げ、早期に事業成長につなげていく事が肝要である。その観点から以下の3点を要望する。

- 1) LLPの活用環境の整備

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件などを満たしていたとしても LLPは対象外となっている。化学業界では、基本的な要件は満たしていても LLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。こうした弊害を取り除くべく適用要件の緩和を要望する。

2) L L Cの活用環境の整備

事業を共同再編するにあたり L L Cなどの活用が企業で検討されるが、外国ではパススルー課税を適用することにより、これらを支援促進する税制を有する場合がある。無制限に適用することは困難であると思われるが、雇用の維持、事業の再生、産業構造の高度化に資するなどの国策にかなう場合は、個別申請に対して特例認定をした上で適用するなど、企業の事業再編を促進する枠組みとして検討願いたい。

3) 産業競争力強化法における事業再編に関する支援措置の事務負担軽減

令和6年度税制改正にて延長されたパーシャルスピンオフ制度については、傘下事業の独立後も元の企業ブランドを使いたい企業等にとって、課税の繰り延べがインセンティブとなりスピンオフの活用が容易になると見込まれる。ただし、グループ通算適用法人が本税制を適用して子会社株式の分配を実施する場合、分配資産割合の算定など多大な事務負担を伴うため、投資簿価修正の金額を反映しないなどの申請業務の軽減を要望する。

8. 減価償却費制度の見直し

1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法31条1項）の撤廃

企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、損金経理要件の撤廃を要望する。

2) 一括償却資産制度の3年均等償却制度の廃止

少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に戻し、一括償却資産の3年均等償却制度を廃止することを要望する。

9. 子会社からの配当益金不算入制度を受ける場合の株式簿価減額特例の緩和

子会社で組織再編がある場合やみなし配当が生じる場合には、調整計算が複雑であることや、株式簿価減額特例が適用されない要件のうちに、内国株主割合要件があるが、設立時から50%の支配関係日まで、内国株主の占める割合が90%以上であることを証明する書類の保存が必要であり、株主となる前の期間における証明が困難なケースが想定され、コンプライアンス・コストの過度な負担が生じるため要件の緩和を要望する。

以上